

第17号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の背景

令和6年3月1日、改正戸籍法が施行される。この法改正により全国市区町村の戸籍システムを連携し、戸籍の広域交付や戸籍の電子証明書識別符号等の交付が可能となるため、各種証明書の交付手数料を規定する。

2 改正概要

手数料の額は、本法改正に合わせて公布された『地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令』と同額を規定する。また、改正戸籍法の条文に照らし用語の統一も行う。

【詳細】

- ・「別表（第2条関係）」の「(2) 地域振興部関係」中に、改正戸籍法に基づく、広域交付の戸籍等証明書、電子証明書提供用識別符号発行、届出等情報内容証明書、届出等情報内容閲覧の手数料を設ける。
- ・「戸籍の全部・個人・一部事項証明書」等の語彙は「戸籍証明書」に統一する。

3 新旧対照表

別紙参照

4 施行期日

別表(2) 地域振興部関係については、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表(1) 企画経営部関係、別表(5) 都市環境部関係の改正規定は、同年4月1日から施行する。

品川区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○品川区手数料条例 平成12年3月28日条例第5号 (手数料を徴収する事務等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、名称、金額および徴収時期は、別表のとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、同表に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件についてのものとする。 (第2項および第3項省略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表(1)の表および別表(5)の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○品川区手数料条例 平成12年3月28日条例第5号 (手数料を徴収する事務等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、名称、金額および徴収時期は、別表のとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、同表に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件についてのものとする。 (第2項および第3項省略)</p>																
<p>別表 (第2条関係)</p>	<p>別表 (第2条関係)</p>																
<p>(1) <u>企画経営部</u>関係</p>	<p>(1) <u>総務部</u>関係</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10および地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21の規定に基づく徴収金に関する事項についての証明書の交付</td> <td>納税証明書等 交付手数料</td> <td>1通につき300円 (多機能端末機 (区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。))による交付にあつては、</td> <td>交付申請のとき。</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	徴収時期	1 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10および地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21の規定に基づく徴収金に関する事項についての証明書の交付	納税証明書等 交付手数料	1通につき300円 (多機能端末機 (区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。))による交付にあつては、	交付申請のとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10および地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21の規定に基づく徴収金に関する事項についての証明書の交付</td> <td>納税証明書等 交付手数料</td> <td>1通につき300円 (多機能端末機 (区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。))による交付にあつては、</td> <td>交付申請のとき。</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	徴収時期	1 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10および地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21の規定に基づく徴収金に関する事項についての証明書の交付	納税証明書等 交付手数料	1通につき300円 (多機能端末機 (区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。))による交付にあつては、	交付申請のとき。
事務	名称	金額	徴収時期														
1 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10および地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21の規定に基づく徴収金に関する事項についての証明書の交付	納税証明書等 交付手数料	1通につき300円 (多機能端末機 (区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。))による交付にあつては、	交付申請のとき。														
事務	名称	金額	徴収時期														
1 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10および地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21の規定に基づく徴収金に関する事項についての証明書の交付	納税証明書等 交付手数料	1通につき300円 (多機能端末機 (区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。))による交付にあつては、	交付申請のとき。														

改正後				改正前			
		1 通につき200円)				1 通につき200円)	
2 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第34条第2項 (同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1 両につき750円	許可申請のとき。	2 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第34条第2項 (同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1 両につき750円	許可申請のとき。
(2) 地域振興部関係				(2) 地域振興部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
3 品川区認可地縁団体の印鑑登録に関する規則(平成5年品川区規則第1号)第13条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	1 通につき300円	交付申請のとき。	3 品川区認可地縁団体の印鑑登録に関する規則(平成5年品川区規則第1号)第13条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	1 通につき300円	交付申請のとき。
4 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍の謄本または抄本の交付	戸籍の謄本・抄本交付手数料	1 通につき450円	交付申請のとき。	4 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍の謄本または抄本の交付	戸籍の謄本・抄本交付手数料	1 通につき450円	交付申請のとき。
5 戸籍法第10条第1	戸籍記載事項	証明事項1件につ	交付申請の	5 戸籍法第10条第1	戸籍記載事項	証明事項1件につ	交付申請の

改正後				改正前			
項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明書交付手数料	き350円	とき。	項、第10条の2第1項および第3項から第5項までならびに第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明書交付手数料	き350円	とき。
6 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本または抄本の交付	除籍の謄本・抄本交付手数料	1通につき750円	交付申請のとき。	6 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本または抄本の交付	除籍の謄本・抄本交付手数料	1通につき750円	交付申請のとき。
7 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき450円	交付申請のとき。	7 戸籍法第12条の2および第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき450円	交付申請のとき。
8 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出または申請の受理の証明書の交付	届出または申請受理証明書交付手数料	1通につき350円	交付申請のとき。	8 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出または申請の受理の証明書の交付	届出または申請受理証明書交付手数料	1通につき350円	交付申請のとき。
		（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき				（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき	

改正後				改正前					
		1,400円)				1,400円)			
9	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)および第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届書等記載事項証明書交付手数料	1通につき350円	交付申請のとき。	9	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)および第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届書等記載事項証明書交付手数料	1通につき350円	交付申請のとき。
10	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類の閲覧	届書等閲覧手数料	閲覧人1人書類1件につき350円	閲覧のとき。	10	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類の閲覧	届書等閲覧手数料	閲覧人1人書類1件につき350円	閲覧のとき。
11	戸籍法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> および第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	<u>戸籍証明書交付手数料</u>	1通につき450円(多機能端末機による <u>戸籍証明書</u> の交付にあっては、1通につき350円)	交付申請のとき。	11	戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面</u> の交付	<u>戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料</u>	1通につき450円(多機能端末機による <u>戸籍の全部・個人事項証明書</u> の交付にあっては、1通につき350円)	交付申請のとき。
12	戸籍法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> および第126条の規定に基づく <u>除籍</u>	<u>除籍証明書交付手数料</u>	1通につき750円	交付申請のとき。	12	戸籍法第120条第1項および第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料</u>	<u>除籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料</u>	1通につき750円	交付申請のとき。

改正後				改正前					
証明書	の	交付				製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付			
13	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき400円	発行申請のとき。					

改正後					改正前								
<u>処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)</u> における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)													
<u>13の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍</u>					除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき700円	発行申請のとき。						

改正後					改正前							
<p><u>電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u></p>												
<p>13の3 戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>					届書等情報内容証明書交付手数料	1通につき350円	交付申請のとき。					

改正後				改正前			
13の4 戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	届書等情報内容閲覧手数料	閲覧人1人届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円	閲覧のとき。				
13の5 戸籍または除かれた戸籍の存しないことの証明	不在籍証明手数料	1通につき300円	申請のとき。	13 戸籍または除かれた戸籍の存しないことの証明	不在籍証明手数料	1通につき300円	申請のとき。
14 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を交付したことの証明	埋火葬許可証交付済証明手数料	1通につき300円	申請のとき。	14 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を交付したことの証明	埋火葬許可証交付済証明手数料	1通につき300円	申請のとき。
15 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	住民基本台帳閲覧手数料	閲覧人1人1通につき100円（住民記録一覧表の閲覧の場合にあっては、閲覧人1人30分につき3,000円）	閲覧請求のとき（住民記録一覧表の閲覧の場合にあっては、閲覧のとき。）。	15 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	住民基本台帳閲覧手数料	閲覧人1人1通につき100円（住民記録一覧表の閲覧の場合にあっては、閲覧人1人30分につき3,000円）	閲覧請求のとき（住民記録一覧表の閲覧の場合にあっては、閲覧のとき。）。
16 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項および第2項ならびに第12条	住民票の写しまたは住民票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円（多機能端末機による住民票の写しの交付にあって	交付申請のとき。	16 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項および第2項ならびに第12条	住民票の写しまたは住民票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円（多機能端末機による住民票の写しの交付にあって	交付申請のとき。

改正後				改正前			
の4第1項の規定に基づく住民票の写しまたは住民票に記載した事項に関する証明書の交付		は、1通につき200円)		の4第1項の規定に基づく住民票の写しまたは住民票に記載した事項に関する証明書の交付		は、1通につき200円)	
17 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項および第4項の規定に基づく除票の写しまたは除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票の写しまたは除票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円	交付申請のとき。	17 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項および第4項の規定に基づく除票の写しまたは除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票の写しまたは除票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円	交付申請のとき。
18 住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円 (多機能端末機による交付にあっては、1通につき200円)	交付申請のとき。	18 住民基本台帳法第20条第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円 (多機能端末機による交付にあっては、1通につき200円)	交付申請のとき。
19 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき300円	交付申請のとき。	19 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項および第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき300円	交付申請のとき。
20 住民基本台帳に記載がないことの証明	不在住証明手数料	1通につき300円	申請のとき。	20 住民基本台帳に記載がないことの証明	不在住証明手数料	1通につき300円	申請のとき。
(5) 都市環境部関係				(5) 都市環境部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
60の3の2 <u>建築物の</u>	建築物エネルギー	次に掲げる区分に	計画提出ま	60の3の2 <u>建築物の</u>	建築物エネルギー	次に掲げる区分に	計画提出ま

改正後				改正前			
<p><u>エネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>ギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物（住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。60の4の項から60の6の項までにおいて同じ。）と非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から60の7の項までにおいて同じ。）を含む建築物をいう。次項および60の7の項において同じ。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計よ</p>	<p>たは計画通知のとき。</p>	<p><u>エネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>ギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物（住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。60の4の項から60の6の項までにおいて同じ。）と非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から60の7の項までにおいて同じ。）を含む建築物をいう。次項および60の7の項において同じ。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計よ</p>	<p>たは計画通知のとき。</p>

改正後				改正前			
			<p>り大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等（工場、危険物の貯蔵また</p>				<p>り大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等（工場、危険物の貯蔵または処</p>

改正後				改正前			
			<p>は処理に供するもの、水産物の増殖場または養殖場、倉庫、卸売市場および火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この項、次項および60の7の項において同じ。)の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為（同法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。次項および60の7の項において同じ。）に該当する増築または改築（同法附則第3条第1項の規定が</p>				<p>理に供するもの、水産物の増殖場または養殖場、倉庫、卸売市場および火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この項、次項および60の7の項において同じ。)の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為（同法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。次項および60の7の項において同じ。）に該当する増築または改築（同法附則第3条第1項の規定が適</p>

改正後				改正前			
			<p>適用される特定増改築を除く。)を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、同法第34条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）について、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下この項、次項および60の5の項において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額）</p> <p>(1) 省略</p>				<p>用される特定増改築を除く。)を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、同法第34条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）について、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下この項、次項および60の5の項において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額）</p> <p>(1) 省略</p>

改正後				改正前			
		(2) 省略				(2) 省略	
60の3の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第2項または第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項</u> に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1	変更計画提出または変更計画通知のとき。	60の3の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第2項または第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項</u> に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以	変更計画提出または変更計画通知のとき。

改正後				改正前			
			<p>以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築または改築（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る</p>				<p>上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築または改築（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部</p>

改正後				改正前			
		<p>部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額）</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p>				<p>分の床面積の合計に応じて算出した額とし、他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合（エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。）の手数料の額は、第1号に掲げる額と同額）</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p>	
<p>60の4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とし、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u></p>	<p>認定申請のとき。</p>	<p>60の4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とし、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u></p>	<p>認定申請のとき。</p>

改正後				改正前			
			<p>律第34条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の手数料の額は、当該申請建築物における一の建築物の手数料の額および他の建築物における一の建築物の手数料の額を合算した額）とし、認定申請に併せて同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等</p>				<p>第34条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の手数料の額は、当該申請建築物における一の建築物の手数料の額および他の建築物における一の建築物の手数料の額を合算した額）とし、認定申請に併せて同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特</p>

改正後				改正前			
			<p>適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア～ウ 省略</p>				<p>適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア～ウ 省略</p>

改正後				改正前			
		(2) 省略				(2) 省略	
60の5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とし、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の	変更認定申請のとき。	60の5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とし、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な	変更認定申請のとき。

改正後				改正前			
			<p>軽微な変更を除く。)を行う場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額(性能向上計画認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の手数料の額は、前項に掲げる額と同額)とし、認定申請に併せて同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査を</p>				<p>変更を除く。)を行う場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額(性能向上計画認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の手数料の額は、前項に掲げる額と同額)とし、認定申請に併せて同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分</p>

改正後				改正前			
			<p>する部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第36条第2項において準用する同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p>				<p>分ごとに1の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第36条第2項において準用する同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p>

改正後				改正前			
		ア～ウ 省略 (2) 省略				ア～ウ 省略 (2) 省略	
60の6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額） (1) 認定申請に併せて <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合 ア～ウ 省略 (2) 省略	認定申請のとき。	60の6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額） (1) 認定申請に併せて <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合 ア～ウ 省略 (2) 省略	認定申請のとき。
60の7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第42条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額） (1) 認定申請に併せて <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合 ア～ウ 省略 (2) 省略	交付申請のとき。	60の7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第42条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額） (1) 認定申請に併せて <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合 ア～ウ 省略 (2) 省略	交付申請のとき。

改正後				改正前			
<p><u>ルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明</p>	<p>ギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料</p>	<p>応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有</p>	<p>とき。</p>	<p><u>ルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明</p>	<p>ギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料</p>	<p>応じて、次に掲げる額（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱うこととし、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>第4条第1項に規定する内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該</p>	<p>とき。</p>

改正後				改正前			
			<p>する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築または改築（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出し</p>				<p>る建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とし、特定建築行為に該当する増築または改築（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した</p>

改正後					改正前				
			た額)				額)		
			(1) 省略				(1) 省略		
			(2) 省略				(2) 省略		
備考 この表は、他の表の適用を受けない事務に係る手数料について適用する。					備考 この表は、他の表の適用を受けない事務に係る手数料について適用する。				